

別紙1

津野町オフィシャルマスコットキャラクター制作委託業務仕様書

1. 業務名

津野町オフィシャルマスコットキャラクター制作委託業務

2. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の業務、委託契約締結時には、受託候補者の提案を踏まえ変更する場合がある。

3. 業務目的

本プロポーザルは、町制施行20周年を記念して、津野町のオフィシャルマスコットキャラクター（以下、「キャラクター」という。）を制作し活用することにより、多くの人の興味を引き付け、情報を発信・誘導する際の広告塔・ランドマークとすることを目的とする。

4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで。（ただし、期間を延長する場合がある。）

※デザイン決定は10月上旬を予定。

5. 業務の概要

- (1) キャラクターデザインの制作
- (2) キャラクターの名称（ネーミング・キャラクターのコンセプトや設定を含む）及びロゴデザインの制作
- (3) キャラクター・キャラクター名称の知的財産権取得・管理等に関する業務
- (4) キャラクターの着ぐるみ制作業務
- (5) キャラクターデザインおよび着ぐるみ制作以降の運用方針の作成

6. 業務の内容

- (1) キャラクターデザインの制作

ア. デザイン上の留意点

- ①キャラクターデザインは2D（2次元）とすること。
- ②制作するキャラクター数は1つとすること。
- ③津野町のブランディングに寄与し、世代を超えて多くの人に愛され親しまれるものであること。
- ④津野町の目印、象徴となるものをモチーフとしていること。

例：四国カルスト、四万十川源流点、新荘川、お茶、かわうそ自然公園、満天の星大福、吉村虎太郎、片岡直輝・直温兄弟、風力発電、かわうそ、やまがら、アユ、アメゴなど

- ⑤津野町では、町の総合振興計画である「第3期まちづくり計画」を令和7年3月に策定し、その中で「星」をキーワードとした「☆飛躍から耀きへ☆ ☆星耀き人きらめくまち☆」を町の将来像としているため、デザインの一部に「星（☆、ほし、スター）」を取り入れること。（部分的に取り入れることでも可）
- ⑥作品は未発表のもので且つオリジナル作品に限り、同一のデザインを他に応募したり、各種媒体で使用していない、未使用のものであること。
- ⑦着ぐるみでの活用を想定しており、着ぐるみ着用時に広報キャラクターとして行動することが可能なデザインであること。
- ⑧キャラクターのパーツ（アクセサリ・しっぽ・手など）だけでも商品化できるようなデザインであること。
- ⑨「参考資料」に記載のいずれかのキャラクターのコンセプト若しくはデザイン等の要素を含んだデザインとすること。（含む要素は部分的でも可）

イ. デザイン内訳

- ①基本パターン（1パターン×4方向（正面・左向き・右向き・背面））
キャラクターを直立させた時の最も基本となる形とする。
- ②応用パターン（3パターン×1方向（正面））
基本パターンをベースにポーズなどアレンジした形で制作すること。
- ③表情（4パターン×1方向（正面））
基本パターンの表情とは異なる内容で「喜怒哀楽」を表現したものとし、基本パターンに適用できるようにすること。

（2）キャラクターの名称及びロゴデザインの制作

ア. キャラクターの名称

- ①キャラクターにふさわしい名称（ネーミング・キャラクターのコンセプトや設定を含む）を定めること。

イ. ロゴデザインの制作

- ①キャラクターの名称のロゴデザインを黒色（またはモノトーン）又はカラーで制作すること。

（3）キャラクター・キャラクター名称の知的財産権取得・管理等に関する業務

ア. 各種デザイン採用者の著作権譲渡に関すること。

イ. 各種デザイン採用者の著作者人格権の行使に関すること。

ウ. 各種デザインの知的財産権取得に関すること。

知的財産権取得に関しては下記を想定している。

【商標権】

- ①2つのマーク（キャラクター画【図形】とネーミング【文字】の2つ）
- ②区分数：各3区分

③登録料納付：各10年分一括納付

④その他取得に必要な調査料等

エ. 上記①～③以外の知的財産権管理等に類するもの。

(4) キャラクターの着ぐるみ制作業務

ア. 形状は採用作品のデザインを尊重する。

イ. 若干のデフォルメが必要となった場合は、委託者と協議すること。

ウ. 構造は一体型を基本とするが、キャラクターデザイン決定後、2頭身、2.5頭身、3頭身等となる場合がある。

エ. 移動やダンス等を容易に行うため、内径が広い構造とする。

オ. 演技者の体は外部から見えないようにすること。

カ. 視界を出来るだけ広く、足下を見えやすくして、演技者と周囲の安全に配慮すること。

キ. 外部から覗き窓や本体下部等を覗かれた場合であっても、内部の構造や演技者が見えないようにすること。

ク. 足底は屋内、屋外どちらでも対応できるつくりにする。

ケ. 暑さ対策として着ぐるみデザインに支障がなく、目立たない箇所に空気穴を設ける。また、電池式換気ファンを取り付け、着ぐるみ内部で風量調節が可能な暑さ対策を図る。

コ. 身長155cm～175cm程度の者が着用してもイメージを損なわないこと。

サ. 身長による調整を図るため、着ぐるみ内部に調整ベルトを付ける。

シ. 素材は発泡ポリエチレンフォーム、12mm～15mmの板材で芯材を成型することを基本とするが、これより推奨する素材のある場合は別途協議の上決定する。

ス. 生地はボア生地貼りとし、ベーシックデザインの近似色を使用する。

セ. 生地、近似色の最終確認は、生地見本にて町が行う。

ソ. 生地を貼る前に芯材着ぐるみ画像を電子データで送付する。

タ. 着ぐるみのバランスを確認し修正があった場合は、芯材を修正加工のうえ再度画像を送信する。

チ. 芯材画像にて芯材工程の完了を確認のうえ、次の工程に入る。

ツ. 芯材完成時に現物確認を行うと申し出た場合は、受け入れること。

テ. 着ぐるみ発送時には布製巾着袋等保管袋で生地の保護を十分行うこと。また、着ぐるみ着用方法や保守点検等の運用マニュアル（メンテナンス及び取扱説明書）を作成し、同時に添付すること。

ト. その他制作するうえで、細かな部分については、町と協議の上決定するものとする。

(5) キャラクターデザイン及び着ぐるみ制作以降の運用方針の作成

関係機関等と協議を行い、キャラクターデザイン及び着ぐるみの運用方法に関するガイドライン等を作成する。

7. 使用用途

- (1) WEB (HP、facebook、Instagram など)
- (2) 着ぐるみによる広報活動
- (3) キャラクターデザインを使用した商品化
- (4) その他、本町が実施する各種PR事業など

8. 納入成果品

- (1) デザインマニュアル一式 (印刷物1部、電子データ)
- (2) キャラクターデザインの原画

ア. Adobe Illustrator形式

イ. アウトライン化済みのデータ

ウ. JPEG及びPNGデータ

- (3) キャラクター着ぐるみ1体
- (4) キャラクター着ぐるみ詳細設計図 (印刷物1部、電子データ)
- (5) 着ぐるみ運用マニュアル (メンテナンス及び取扱説明書) (印刷物1部、電子データ)

※詳細は協議の上決定するものとする。

9. 著作権等について

(1) 本業務の受託者は、本仕様書に基づいて制作及び納品したデザイン等について、委託者が広報活動や商品化を行うなど、自由に使用できるよう、著作権法(昭和45年法律48号)第18条から第20条までに規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

(2) デザイン等に関して受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。

(3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。

(4) 受託者は、当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害し、原著作物の著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

(5) 当該デザインについての商標権取得に関する手続き業務及び費用については本委託業務に含むものとする。またデザイン等に関して受託者が有している商標権については、無償(手続きに係る費用含む)で委託者に譲渡するものとする。なお、商標権譲渡にかかる手続きについては、別途協議する。

10. 提出書類

受託者は、業務の実施にあたって次の書類を委託者に提出し、承諾を得るものとする。変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 作業実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) その他委託者が指示する書類

1 1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

1 2. その他

(1) 業務打合せ

受託者は、業務の実施にあたっては、委託者と打ち合わせを密に行い、協議書又は打合せ記録を作成するとともに、進捗状況を随時報告するものとする。

(2) 業務に関連する資料の貸与

委託者は、本業務の遂行上必要な資料で、委託者が所有しているものについては、これを貸与する。

(3) 本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

(4) その他制作する上で、細かな部分については相互で協議する。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務において知り得た情報について、他に漏洩し、又は引用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守すること。

以上